

くらしの豆知識 海産物に関するトラブルに注意!

【事例1】 一人暮らしの母が、カニの電話勧誘を受けた。母はその業者を悪い人ではないと思い、3万円のカニを申し込んだと言う。明後日に届くらしいが、母もやはり不要だと言うので解約したい。

【事例2】 独居の母あてに海産物が届いている。以前、買い物をしたという店から「新型コロナで不況だ」と泣きつかれて購入しているようだ。母は認知症で、注文したのかさえ把握していない。

海産物の電話勧誘や送り付けトラブルに関する相談が後を絶ちません。「新型コロナウイルスの影響で困っている」などと消費者の親切心や同情心に付け込んだり、強引な勧誘トラブルや、購入を断ったのに商品が届いたという相談が寄せられています。

【消費者へのアドバイス】

- ①不要・不審な勧誘はきっぱりと断り、すぐに電話を切りましょう。また、留守番電話機能を設定し、必要な場合のみ出るなど、迷惑電話防止機能を有効に活用しましょう。
 - ②電話勧誘で購入を承諾したがやめたい場合、法定書面を受け取った日から8日以内であればクーリング・オフを行うことが可能です。
 - ③一方的に商品が届いた場合、代金は支払わず、送り主の名称や所在地の情報を控えて、受取拒否をしましょう。受け取ってしまった場合、商品は処分できますが、念のため送り主の名称などをメモしたり、商品の写真を撮るなどして経緯を控えておきましょう。商品代金の請求や弁償を求められても支払う必要はありません。また、支払ってしまった場合は返金を求めましょう。
 - ④困った時は、すぐに市や県の消費生活相談窓口にご相談しましょう。
- 問八潮市消費生活センター(受付は商工観光課) ☎0336、埼玉県消費生活支援センター川口 ☎048-261-0999

法律相談コラム 法律相談などで多い事例とそのアドバイス

インターネット上のイラストを使いたい

質問 私は、学習塾を経営しているのですが、インターネットで見つけたキャラクターのイラストをコピーして教材に使いました。イラストのキャラクターは作者が考えたものだと思います。インターネット上に無料で公開されているイラストなので自由に使っていいと思ったのですが、何か問題になりますか。

回答 まず、イラストに描かれたキャラクターは作者(著作権)のオリジナルのものなので、著作物(著作権法2条1項1号)にあたります。そして、相談者は、作者者に無断で著作物であるイラストをコピーして使っているため、複製権(著作権法21条)を侵害しています。複製権の侵害をすると、民事上・刑事上の責任を問われる可能性があるため(著作権法119条1号等)、相談者の行動は問題になる可能性があります。なお、個人的な使用や家庭内などの一定の範囲のみで使用する場合には、私的使用のためとして複製が許容される場合があります(著作権法30条)、今回の相談者は、学習塾の教材として広く使用しているため、これには該当しません。

では、どうすればよかったですでしょうか。最初に検討すべきは、当該イラストの著作権者と連絡を取り、事前に使用を許してもらうことです。許可が得られない場合には、当該イラストの使用を諦めなければなりません。

そうすると、別のイラストを使う(許可してくれる作者者のイラストを探す)、自分でイラストを描くなどの検討をしなければなりません。なお、自分でイラストを描く場合であっても、他人の著作物を真似して描くのは、複製権その他の侵害にあたる可能性があるためです。

その他に、フリー素材を使うことを検討することもあるかと思えます。この場合には、著作権者がどの範囲での使用を許しているのか、利用規約をよく確認しておく必要があります。不安な場合はお近くの弁護士までご相談ください。

問埼玉弁護士会越谷支部 ☎962-1188 太田恭平(弁護士)

1月各種無料相談
☎996-2111

★1月1日(祝)～3日(火)はお休みです。

★相談日が祝日の場合はお休みです(⑬を除く)。

※来庁(館・所)による相談は、中止や電話での相談になる場合がありますので、事前に各担当課へお問い合わせください。



⑤ 司法書士相談 問秘書広報課 ☎0373

土地・建物の所有権移転登記、相続登記などについての相談
※1月5日(木)午前9時から電話予約

日1月19日(木) 午後1時～4時
場市民相談室
定6人(電話による事前予約制)

⑫ 消費生活相談 問商工観光課 ☎0336

悪質商法などに関する問題や借金問題など消費生活全般についての相談(消費生活相談員が対応)

日毎週月～金曜日 午前10時～正午 午後1時～4時
場消費生活センター
※受付は商工観光課

⑥ DV相談 問人権・男女共同参画課 ☎0811

DV被害(配偶者からの暴力)について電話・面談による相談(女性相談員が対応)

日毎週月・金曜日 午前10時～正午 午後1時～4時
※面談の場合は要予約
☎996-3955(DV相談支援室専用電話)

⑬ 内職相談 問商工観光課 ☎0274

内職の求人、求職のあつせん、および相談(内職相談員が対応)

日毎週火曜日 午前10時～正午 午後1時～3時30分
場市民相談室

⑦ 女性相談 問人権・男女共同参画課 ☎0811

夫婦関係などさまざまな悩みごとについて、心理士やカウンセラーが心の整理をお手伝いします(女性限定)

日毎週火～木曜日 午前10時15分～午後0時30分 午後1時30分～3時45分
場駅前出張所内相談室
定4人(電話による事前予約制)

⑭ 若年者就職相談 問ゆまにて ☎996-0123

若年者(おおむね40歳未満、学生など)の就職、転職、職業能力などについての相談(キャリアカウンセラーが対応)

日1月4日(水)・18日(水) 午前10時～正午 午後1時～4時
場勤労青少年ホームゆまにて
定5人(電話による事前予約制)

① 法律相談 問秘書広報課 ☎0373

法律上の諸問題についての相談(弁護士が対応)
※2日前の水曜日午前9時から電話予約

日毎週金曜日 午後1時20分～4時
場市民相談室
定8人(電話による事前予約制)

⑧ 人権相談 問人権・男女共同参画課 ☎0811

不当な差別や偏見、プライバシーの侵害など人権に係るさまざまな悩みについての相談(人権擁護委員が対応)

日1月12日(木) 午後1時～4時
場市民相談室

⑮ 教育相談 問教育相談所 ☎995-0077

児童・生徒の言動やいじめ・不登校に関する事など教育についての相談(専任教育相談員が対応)

日毎週月～金曜日 午前9時30分～正午 午後1時～4時
場教育相談所(八條小学校西隣)

② 不動産相談 問秘書広報課 ☎0373

土地・建物の売買、賃貸や空き家の利活用など、不動産取引全般についての相談(宅地建物取引士が対応)

日1月23日(月) 午前9時～正午
場市民相談室

⑨ 心配ごと相談 問社会福祉協議会 ☎995-3636

日常生活における心配ごとや悩みごとについての相談(心配ごと相談員が対応)

日1月4日(水)・18日(水) 午後1時～4時
場身体障害者福祉センターやすらぎ ☎998-7616 (心配ごと相談専用電話)

⑯ 家庭児童相談 問子育て支援課 ☎0472

子どもの家庭での養育上の心配や悩みごとについての相談(家庭児童相談員が対応)

日毎週月～金曜日 午前9時～正午 午後1時～4時
場家庭児童相談室

③ 暮らしの相談 問秘書広報課 ☎0373

日常生活の問題や国・県・市の行政サービスについての相談(行政相談委員が対応)

日1月11日(水) 午後1時30分～3時30分
場市民相談室

⑩ 生活困窮者自立相談 問社会福祉課 ☎0493

経済的な問題などの心配ごとについての相談(生活困窮者自立相談支援員が対応)

日毎週月～金曜日 午前8時30分～午後5時15分
場社会福祉課 ☎949-6317 (生活困窮者自立相談支援専用電話)

⑰ 子育てコーディネーター 問子育て課 ☎951-0229

就学前のお子さんの子育て関連情報の提供や子育ての不安・悩みごとを窓口または電話で相談

日毎週月～金曜日 午前10時～午後4時
場やしお子育てほっとステーション

④ 行政書士相談 問秘書広報課 ☎0373

紛争のおそれのない相続・遺言などの書類作成および官公庁へ提出する書類・申請書の作成などについての相談

日1月16日(月) 午後1時～4時
場市民相談室

⑪ こころの健康相談 問保健センター ☎995-3381

不眠・不安などによるこころの病気やひきこもり、高齢者の認知症などについての相談(専門医が対応)

日1月16日(月) 午後1時～2時30分
場保健センター
定2人(電話による事前予約制)

⑱ 休日・夜間納税相談 問納税課 ☎0330

市税・国民健康保険税の納付についての相談

日1月15日(日) 午前9時～午後4時 毎週木曜日 午後5時15分～7時
場納税課

「広報やしお」へ掲載する広告を募集しています。詳しくは、秘書広報課(☎0423)へお問い合わせください。